

男女共同参画ニュース

6月23日～29日は、「男女共同参画週間」です。

平成30年度男女共同参画週間キャッチフレーズ

「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

(内閣府公募)

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さん一人ひとりの行動が必要です。

- ◎男性だから、女性だからと古い固定観念に縛られていませんか？
- ◎男性ならではの、女性ならではの視点からものごとを見つめて見ましょう！

私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？



DVに関する相談機関をご紹介します

配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）にお悩みのかたのために、相談機関をご紹介します。（男性、女性のどちらのかたからの相談も可能です。）

埼玉県婦人相談センターDV相談担当

- 電話番号 ☎048-863-6060
- 受付時間
月～土 午前9時30分～午後8時30分
日・祝 午前9時30分～午後5時
※年末年始を除く

埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま)

- 電話番号 ☎048-600-3800
- 受付時間 月～土
午前10時～午後8時30分
※祝日・年末年始・第3木曜日を除く

男性のための電話相談

男女共同参画センターでは上記以外に、男性臨床心理士による男性のための電話相談を実施しています。

- 電話番号 048-601-2175
- 受付日時 毎月第4日曜日 午前11時～午後3時
- 【相談内容】
職場の人間関係、家族・夫婦、DV、生き方など男性全般の相談

問合わせ 総務税務課 総務係
☎76-1115

6月1日から7日は 水道週間です！



※出展：日本水道協会

この水道週間は、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業体などによって実施される広報活動などの運動をとあして、国民に対し、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組みについてご協力を得ることを目的に、毎年実施されています。

6月20日～7月19日は

「ダメ。ゼッタイ。」

普及運動実施期間です

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用は、個人の問題にとどまらず、社会全体に計り知れない危害をもたらします。

薬物乱用は自分の人生だけでなく、家族や友人の人生までも狂わせてしまいます。「ちょっとなら…」といった甘い考えは命取りです。薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用のない社会を実現するためには、県民の皆さんの薬物乱用防止に対する正しい理解が必要です。

県では、「彩の国さいたま『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」として薬物乱用防止を呼び掛ける街頭キャンペーンおよび薬物乱用防止を目的とする国連支援募金活動を実施します。



正しい知識を身につけ、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの人は、ご相談ください。

【問合せ】本庄保健所 ☎0495-22-6481

就労に不安を抱えている…
生活に不安を抱えている…

出張相談を実施します。
まずはご相談を！

無料です

働いた経験がなく不安なかた、生活に不安を抱えているかた、失業しているかたなど、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。



埼玉県から委

託を受けた専門の相談員と一緒に課題を整理し、相談内容に応じた問題の解決に向けたお手伝いをします。

相談料は無料です。どうぞお気軽にご相談ください。

【対象】町内に在住しているかた
※生活保護を受給しているかたは、この制度の対象となりません。

【相談日】6月11日(月)

相談日予定

9月18日(火)・12月17日(月)・3月18日(月)

【相談時間】午後1時30分～3時30分

【場所】美里町保健センター

【問合せ】アスポート相談支援センター
埼玉北部（埼玉県社会福祉協議会）

☎048-577-6883

7月～11月は 『働き方改革推進期間』です！

県では、7月から11月までを「働き方改革推進期間」とします。

◎期間中、毎月第3水曜日を「県内一斉ノー残業デー」とし、定時退社を呼び掛けます。

◎期間中は、年次有給休暇の取得推進を呼び掛け、特に10月は例年より1日以上多い休暇の取得を呼び掛けます。

【問合せ】埼玉県産業労働部 雇用労働課
☎048-830-4516